

### 観光交流客数（観光入込客数）の年度比較における留意点

観光交流客数（平成9年度までは観光入込客数）は、年度によって調査方法が異なっており、また調査対象にも変動があるため、経年比較については参考数値としてください。

年度	変 更 内 容
元	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制改正により、宿泊施設利用客数の基礎資料が、料理等飲食税課税データから特別地方消費税課税（以下「特消費税」という。）データに変更。</li> <li>・ 免税点が高くなったことによる減少。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊客数を「特消費税のデータ」から「市町村からの報告」に変更。</li> <li>・ 免税点未満の把握による増加。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光概念に新たな「交流」の視点を加え、新しい調査項目としてゴルフ場、川釣り、コンベンション、スポーツ観戦、フリーマーケットを追加。</li> <li>・ 従来の「観光施設入込客数」と「季節行楽・行事入込客数」を観光レクリエーション客数とし、併せて調査対象を1千人以上に統一。（以前は、「観光施設入込客数」は年間1万人以上、「季節行楽・行事入込客数」は1件1千人以上を対象としていた。）</li> <li>・ 9年度までは「観光入込客数」で10年度からは「観光交流客数」</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特消費税の廃止により、宿泊施設利用客数のうち「日帰り（休憩）客数」の把握ができなくなったため、調査結果にそれが含まれていない。</li> <li>・ 「日帰り（休憩）客数」相当数の減。 （参考）平成11年度の「日帰り（休憩）客数」は、13,722,601人</li> </ul>